## 白岡町自治基本条例町民推進会議の運営等に関する確認事項(改正案)

\*変更点は網掛け部分です。

## - 会議の公開

- (1) 会議は、原則公開とし、次のとおり行います。
- ア 会議の公開は、会長が会議の傍聴を希望する者に、許可することにより行います。
- イ 会議の傍聴者の定員は、20人程度とします。
- ウ 傍聴者の決定は当日受付の先着順(会議資料を用意)とします。
- (2) 傍聴することができない者は、次のとおりです。
- ア 酒気を帯びていると認められる者
- イ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している 者
- ウ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- エ その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) 傍聴者は、会議を主宰する会長又は会長を補助する事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければいけません。
  - ア 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - イ 会議の会場において発言しないこと。 ただし、委員の総意に基づき、 会長が許可した場合はこの限りではない。
  - ウ みだりに傍聴席を離れないこと。ただし、委員の総意に基づき、会長が許可した場合はこの限りではない。
  - エ 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、傍聴席において持参のお茶等を 飲むことは妨げないものとする。
  - オ 会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしない こと。ただし、委員の総意に基づき、会長が許可した行為については、 この限りでない。
  - カ 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。